

議案第72号

芽室町奨学金貸付条例中一部改正の件

芽室町奨学金貸付条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和7年3月4日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町奨学金貸付条例の一部を改正する条例

芽室町奨学金貸付条例（平成29年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「父、母又はそれに代わり学生を監護していると町長が認める者（以下これらの者を「保護者」という。）」を「学生の保護者（学生が未成年の場合はその親権を行う者、成年の場合は父母又はこれに代わる者をいう。）」に、「居住している」を「住所を有している」に改める。

第4条第1項中「連帯保証人2人を定めて」を削り、同条第2項を削る。

第15条を第17条とする。

第14条第1号中「第7条」を「第8条」に改め、同条を第15条とし、同条の次に次の1条を加える。

（奨学金の償還支援）

第16条 町長は、奨学生が高等教育機関等を卒業した年度の翌年度以降、芽室町内に連続して2年以上居住しているときは、助成金を交付し、償還を支援することができる。

2 前項の助成金の交付については、規則で定める。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とする。

第11条第1項を次のように改める。

町長は、奨学生が死亡又は重度心身障害の状態にある等により奨学金の償還が不能となったときは、その償還の全部又は一部を免除することができる。

第11条第2項を削り、同条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第9条第3項中「毎年12月1日から12月21日までの間に」を「半年賦をもって、次の各号に掲げる納期までに」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、全額又は一部を一時に返還することができる。

(1) 第1期 9月30日

(2) 第2期 2月28日（ただし、閏年は29日）

第9条を第10条とし、第8条を第9条とする。

第7条中「第5条」を「第6条」に改め、同条を第8条とする。

第6条第3項中「第1項」を削り、同条を第7条とする。

第5条第1項中「前条」を「第4条」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(連帯保証人)

第5条 申請者は、連帯保証人を2人定めなければならない。

2 前項の連帯保証人は、第1号を満たす者を1人及び第2号を満たす者を1人とする。

(1) 申請者の保護者

(2) 次の条件をすべて満たす者

ア 申請者及び他の連帯保証人と生計を別にしてしている者

イ 市町村民税（特別区税を含む。）の課税対象であり、償還能力が認められる者

3 前項の連帯保証人は、奨学金の貸与を受けた者と連帯して奨学金の償還の債務を負担しなければならない。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

説 明

民法改正による成年年齢の引き下げに伴い関連する表記を改め、本町に定住した場合の償還免除要件を削除し、若者定住促進を目的とした奨学金償還支援を行うため、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町奨学金貸付条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(貸付対象者)</p> <p>第2条 奨学金は、次に掲げる条件を備えた学生に対して貸し付ける。</p> <p>(1) ー略ー</p> <p>(2) <u>学生の保護者(学生が未成年の場合はその親権を行う者、成年の場合は父母又はこれに代わる者をいう。)</u>が芽室町内に住所を有していること。</p> <p>(3) ー略ー</p> <p>(申請)</p> <p>第4条 奨学金の貸付けを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則で定める書類を町長に提出しなければならない。</p>	<p>(貸付対象者)</p> <p>第2条 奨学金は、次に掲げる条件を備えた学生に対して貸し付ける。</p> <p>(1) ー略ー</p> <p>(2) <u>父、母又はそれに代わり学生を監護していると町長が認める者(以下これらの者を「保護者」という。)</u>が芽室町内に居住していること。</p> <p>(3) ー略ー</p> <p>(申請)</p> <p>第4条 奨学金の貸付けを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、<u>連帯保証人2人を定めて規則で定める書類を町長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の連帯保証人は、次に掲げる条件のいずれかに該当する者とする。ただし、申請者が未成年の場合は、第1号を満たす者及び第2号を満たす者を1人ずつ連帯保証人としなければならない。</u></p> <p>(1) <u>申請者の保護者</u></p> <p>(2) <u>次の条件をすべて満たす者</u></p> <p style="margin-left: 20px;">ア <u>申請者及び他の連帯保証人と生計を別にしてしている者</u></p> <p style="margin-left: 20px;">イ <u>市町村民税(特別区税を含む。)の課税対象であり、償還能力があると認められる者</u></p>

改正案	現 行
<p><u>(連帯保証人)</u></p> <p><u>第5条 申請者は、連帯保証人を2人定めなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の連帯保証人は、第1号を満たす者を1人及び第2号を満たす者を1人とする。</u></p> <p><u>(1) 申請者の保護者</u></p> <p><u>(2) 次の条件をすべて満たす者</u></p> <p><u>ア 申請者及び他の連帯保証人と生計を別にしてしている者</u></p> <p><u>イ 市町村民税（特別区税を含む。）の課税対象であり、償還能力が認められる者</u></p> <p><u>3 前項の連帯保証人は、奨学金の貸与を受けた者と連帯して奨学金の償還の債務を負担しなければならない。</u></p> <p>(貸付決定及び通知)</p> <p>第6条 町長は、第4条の申請があったときは、貸付けの適否を決定し、申請者に通知するものとする。</p> <p>2 一略一</p> <p>(貸付けに係る届出)</p> <p>第7条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 奨学生は、第4条の規定により提出した書類の内容に変更が生じたときは、直ちにその旨を町長に届け出なければならない。</p> <p>4 一略一</p>	<p>(貸付決定及び通知)</p> <p>第5条 町長は、前条の申請があったときは、貸付けの適否を決定し、申請者に通知するものとする。</p> <p>2 一略一</p> <p>(貸付けに係る届出)</p> <p>第6条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 奨学生は、第4条第1項の規定により提出した書類の内容に変更が生じたときは、直ちにその旨を町長に届け出なければならない。</p> <p>4 一略一</p>

改正案	現 行
<p>(貸付決定の取消し及び変更)</p> <p>第8条 町長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条第1項の規定による貸付けの決定を取り消し、又は変更することができる。</p> <p>(1)～(8) 一略一</p> <p>(取消し又は変更の通知)</p> <p>第9条 一略一</p> <p>(奨学金の利子及び償還方法)</p> <p>第10条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 奨学金の償還方法は、据置期間を除く10年の償還期間において奨学金を均等分割した金額(1,000円単位とし端数が生じた場合は、端数分を初年度に加算する。)を<u>半年賦をもって、次の各号に掲げる納期までに償還するものとする。ただし、全額又は一部を一時に返還することができる。</u></p> <p>(1) <u>第1期 9月30日</u></p> <p>(2) <u>第2期 2月28日(ただし、閏年は29日)</u></p> <p>4 一略一</p> <p>(償還の延長)</p> <p>第11条 一略一</p> <p>(償還の免除)</p> <p>第12条 町長は、奨学生が死亡又は重度心身障害の状態にある等により奨学金の償還が不能となったときは、その償還の全部又は一</p>	<p>(貸付決定の取消し及び変更)</p> <p>第7条 町長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第5条第1項の規定による貸付けの決定を取り消し、又は変更することができる。</p> <p>(1)～(8) 一略一</p> <p>(取消し又は変更の通知)</p> <p>第8条 一略一</p> <p>(奨学金の利子及び償還方法)</p> <p>第9条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 奨学金の償還方法は、据置期間を除く10年の償還期間において奨学金を均等分割した金額(1,000円単位とし端数が生じた場合は、端数分を初年度に加算する。)を<u>毎年12月1日から12月21日までの間に償還するものとする。</u></p> <p>4 一略一</p> <p>(償還の延長)</p> <p>第10条 一略一</p> <p>(償還の免除)</p> <p>第11条 町長は、奨学生が次の各号のいずれにも該当するときは、<u>償還の一部を免除することができる。</u></p>

改正案	現 行
<p><u>部を免除することができる。</u></p> <p>(償還の延長又は免除の申請)</p> <p>第13条 一略一 (償還の延長又は免除の決定及び通知)</p> <p>第14条 一略一 (奨学金の繰上げ償還)</p> <p>第15条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸し付けた奨学金の全部又は一部を繰上げ償還させることができる。</p> <p>(1) 第8条の規定により貸付けの決定を取り消し、又は変更したとき。</p> <p>(2) 一略一</p> <p>(<u>奨学金の償還支援</u>)</p> <p>第16条 <u>町長は、奨学生が高等教育機関等を卒業した年度の翌年度以降、芽室町内に連続して2年以上居住しているときは、助成金</u></p>	<p>(1) <u>高等教育機関等を卒業した年度の翌年度以降から、芽室町内に2年以上居住していること。</u></p> <p>(2) <u>償還免除決定時に芽室町内に居住していること。</u></p> <p>(3) <u>町民税の課税対象であること。</u></p> <p>(4) <u>町税及び国民健康保険税を完納していること。</u></p> <p>(5) <u>当該年度までに償還の遅延がないこと。</u></p> <p>2 <u>町長は、奨学生が死亡又は重度心身障害の状態にある等により奨学金の償還が不能となったときは、その償還の全部又は一部を免除することができる。</u></p> <p>(償還の延長又は免除の申請)</p> <p>第12条 一略一 (償還の延長又は免除の決定及び通知)</p> <p>第13条 一略一 (奨学金の繰上げ償還)</p> <p>第14条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸し付けた奨学金の全部又は一部を繰上げ償還させることができる。</p> <p>(1) 第7条の規定により貸付けの決定を取り消し、又は変更したとき。</p> <p>(2) 一略一</p>

改正案	現 行
<p><u>を交付し、償還を支援することができる。</u></p> <p><u>2 前項の助成金の交付については、規則で定める。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第17条</u> 一略一</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(委任)</p> <p><u>第15条</u> 一略一</p>